

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 26 年大阪市条例第 20 号）」の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社 A-clear
代表者氏名	代表取締役 谷本 えり香
本社所在地	大阪市城東区嶋野西四丁目 1 番 33 号
法人設立年月日	平成 19 年 2 月 13 日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	アナタスケアプランセンター
介護保険指定事業所番号	大阪市指定 (2774404103)
事業所所在地	大阪市城東区嶋野西四丁目 1 番 6 号 Wellife 大阪京橋ビル 4 階
連絡先相談担当者名	電話番号 06-6961-1515 FAX 06-6180-6857 管理者 津島 三香
事業所の通常の事業の実施地域	大阪市全域、門真市、守口市、東大阪市、生駒市、生駒郡、北葛城郡、大和郡山市、奈良市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営の方針	利用者が、要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、関係する全ての機関及びそれらの担当者と連携し、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで 但し、祝祭日及び、8 月 10 日から 15 日まで、12 月 29 日から 1 月 4 日までは除く
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで ※但し電話にて 24 時間対応

(4) 事業所の職員体制

管理者	津島 三香
-----	-------

職	職務内容	人員数
介護支援 専門員 管理者兼	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
介護支援 専門員 （管理 者を含 む）	居宅介護支援業務を行います。	常勤 10名 非常勤 3名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 1名 非常勤 名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険 適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	別表のとおり 厚生労働省が提示した介護報酬金額。	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

3 その他の費用について

① 交通費	運営規程に基づき徴収致しません。
-------	------------------

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

(1) 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること

や、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (4) 利用者が病院等に入院しなければならない場合には、病院等と情報共有や連携を図ることによって退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を病院等へ伝えてください。

6 虐待及び身体拘束の禁止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束の禁止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束禁止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 津島 三香
身体拘束禁止に関する担当者	管理者 津島 三香

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止・身体拘束防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止・身体拘束禁止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止・身体拘束禁止のための指針を作成します。
- (7) 身体拘束については、切迫性・非代替性・一時性の三要件を満たしている場合以外は行いません。要件を満たしている場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である</p>
---------------------------------	--

	<p>期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

11 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

12 雇用の分野における待遇の確保

適切な居宅介護支援を実施するため、就業場所における性的言動や優越的立場を背景とした指導を超えた言動などについて対策を行います。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発を行います。
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備を行います。
- (3) その他、ハラスメント防止のために必要な措置を整備します。

13 指定居宅介護支援の担当および料金等について

(1) 担当介護支援専門員

氏名 _____ (連絡先： 06-6961-1515)

(2) 提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金

介護保険 適用の有無	利用者負担 (月額)	交通費
○	0円	0円

14 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - 対応内容に基づき、必要に応じて関係者に連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 アナタスケアプランセンター	所在地 大阪市城東区嶋野西四丁目1番6号 4階 管理者 津島 三香 電話番号 06-6961-1515 FAX 06-6180-6857 受付時間 8:30 ~ 17:30
【大阪市城東区】 保健福祉部介護保険グループ	所在地 大阪市城東区中央3-5-45 電話番号 06-6930-9859 受付時間 9:00 ~ 17:30
【大阪市都島区】 保健福祉部介護保険グループ	所在地 大阪市都島区中野町2-16-20 電話番号 06-6882-9859 受付時間 9:00 ~ 17:30
【大阪市旭区】 保健福祉部介護保険グループ	所在地 大阪市旭区大宮1-1-17 電話番号 06-6930-9859 受付時間 9:00 ~ 17:30

【大阪市東淀川区】 保健福祉部介護保険グループ	所在地 大阪市東淀川区豊新 2-1-4 電話番号 06-4809-9859 受付時間 9:00 ~ 17:30
【大阪市淀川区】 保健福祉部介護保険グループ	所在地 大阪市淀川区十三東 2-3-3 電話番号 06-6308-9859 受付時間 9:00 ~ 17:30
【大阪市東成区】 保健福祉部介護保険グループ	所在地 大阪市東成区大今里 2-8-4 電話番号 06-6977-9859 受付時間 9:00 ~ 17:30
【市役所の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 (指定・指導グループ)	大阪府中央区船場中央 3丁目 1番 7-331 電話: 06-6241-6310 ガイダンス「2番」→「1番」 FAX: 06-6241-6608 受付時間: 9:00~17:30
【堺市】 健康福祉局 長寿社会部 介護保険課	所在地 堺市堺区南瓦町 3-1 電話番号 072-228-7513 受付時間 9:00 ~ 17:30
【門真市】 高齢福祉課	所在地 門真市中町 1-1 電話番号 06-6902-6301 受付時間 9:00 ~ 17:30
【守口市】 高齢介護課	所在地 守口市京阪本通 2-2-5 電話番号 06-6992-1610 受付時間 9:00 ~ 17:30
【高槻市】 長寿介護課	所在地 高槻市桃園町 2-1 電話番号 072-674-7166 受付時間 8:45 ~ 17:15
【大阪府】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常磐町 1-3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00 ~ 17:00
【生駒市】 介護福祉課	所在地 生駒市東新町 8-38 電話番号 0743-74-1111 受付時間 8:30 ~ 17:15
【大和郡山市】 介護福祉課	所在地 大和郡山市北郡山町 248-4 電話番号 0743-53-1151 受付時間 8:30 ~ 17:15
【奈良市】 介護福祉課	所在地 奈良市二条南大路 1-1-1 電話番号 0742-34-5422 受付時間 8:30 ~ 17:15

【生駒郡斑鳩町】 住民生活部長寿福祉課	所在地 生駒郡斑鳩町法隆寺西 3-7-12 電話番号 0745-74-1001 内線 123, 126 受付時間 8:30 ~ 17:30
【生駒郡三郷町】 長寿健康課	所在地 生駒郡三郷町勢野西 1-2-1 電話番号 0745-43-7323 受付時間 8:30 ~ 17:15
【生駒郡平群町】 福祉課高齢介護保険係	所在地 生駒郡平群町吉新 1-1-1 電話番号 0745-45-5872 受付時間 8:30 ~ 17:15
【北葛城郡王寺町】 住民福祉部 福祉介護課	所在地 北葛城郡王寺町王寺 2-1-23 電話番号 0745-73-2001 受付時間 8:30 ~ 17:15
【奈良県】 奈良県国民健康保険団体連合会	所在地 橿原市大久保町 302-1 奈良県市町村会館内 電話番号 0744-29-8311 受付時間 9:00 ~ 17:00

15 介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項

(1) 下記の行為につきましては禁止とさせていただきます。

- ・身体的な攻撃（暴行・障害）
- ・精神的な攻撃（脅迫・中傷・名誉棄損・侮辱・暴言）
- ・威圧的な言動
- ・土下座の要求
- ・継続的（繰り返し）、執拗な言動および要求
- ・拘束的な行動（長時間の電話対応の要求・不退去・居座り・監禁）
- ・差別的な言動
- ・性的な言動
- ・従業員個人への攻撃・要求

16 事業所からの契約の解除

事業所は、次に掲げる場合には、介護サービス契約を解除することができる。

- ・利用者および家族から上記 15 項に該当する行為があった場合。
- ・職員の心身に危害が生じ、又は生じるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが困難になったとき。

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成 26 年大阪市条例第 20 号)」の規定に基づき利用者に説明を行いました。

また、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該サービス事業所をケアプランに位置づけた選定理由を求めることが可能であることについて説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市城東区鳴野西四丁目 1 番 33 号
	法人名	株式会社 A-clear
	代表者名	代表取締役 谷本 えり香
	事業所名	アナタスケアプランセンター
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

(別紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、利用者又は家族へ懇切丁寧に説明し、理解を求めます。
- ④ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、その利用者を担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を利用者が入院している病院または診療所に伝えるように求めます。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、退院後早期にリハビリテーションを開始することを可能とする観点から、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションを利用する際には入院元の治療医の意見も含めます。
- ④ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 人材の有効活用及び事業者との連携促進によるケアマネジメントの観点から、以下の要件を満たす場合はテレビ電話その他通信機器を活用したモニタリングをおこないます。
 - ・サービス担当者会議等において、下記事項について主治医・担当者その他関係者の合意を得ていること。
 - 利用者の状態が安定していること。
 - 利用者がテレビ電話等を介して意思疎通ができること。(家族のサポートがある場合を含む)
 - テレビ電話等を活用したモニタリングで収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報収集する事。
 - 少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)は利用者の居宅に訪問すること。
- ④ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ⑤ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行いません。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

別表 居宅介護支援費 厚生労働省の定める介護報酬金額

(介護報酬改定の際には変更内容をお知らせします。)

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 44 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ (単位数 1,086) 12,076 円	居宅介護支援費Ⅰ (単位数 1,411) 15,690 円
“ 45 人以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ (単位数 544) 6,049 円	居宅介護支援費Ⅱ (単位数 698) 7,762 円
“ 45 人以上の場合の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ (単位数 326) 3,625 円	居宅介護支援費Ⅲ (単位数 422) 4,915 円

◎ 1 単位は、11.12 円で計算しています。

- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より 2,224 円(200 単位)を減額することとなります。
- ※ 45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。
- ※ 同一建物減算 利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には上記金額の 95/100 として算定します。

	算定内容	算定額	算定回数等
要介護度による区分なし	初回加算 (単位数 300)	3,336 円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算(Ⅰ) (単位数 250)	2,780 円/月	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合 入院当日に情報提供していること。
	入院時情報連携加算(Ⅱ) (単位数 200)	2,224 円/月	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合 入院後翌々日までに情報提供していること。
	退院・退所加算(Ⅰ)イ (単位数 450)	5,004 円/回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護保険施設への入院・入所していた者が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

退院・退所加算（Ⅰ）□ （単位数 600）	6,672円/回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護保険施設への入院・入所していた者が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合1回以上カンファレンスによる情報収集を行った場合
退院・退所加算（Ⅱ）イ （単位数 600）	6,672円/回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護保険施設への入院・入所していた者が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算（Ⅱ）□ （単位数 750）	8,340円/回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護保険施設への入院・入所していた者が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合1回以上カンファレンスによる情報収集を行った場合
退院・退所加算（Ⅲ） （単位数 900）	10,008円/回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護保険施設への入院・入所していた者が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合1回以上カンファレンスによる情報収集を行った場合
通院時情報連携加算 （単位数 50）	556円	利用者が医師・歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。 利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 （単位数 300）	3,336円	小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、同サービス事業所に出向き、利用者の同サービス事業所における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 （単位数 300）	3,336円	看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、同サービス事業所に出向き、利用者の同サービス事業所における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合
緊急時等居宅カンファレンス加算 （単位数 200）	2,224円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 （一月に2回を限度）

	ターミナルケアマネジメント加算 (単位数 400)	4,448円/回	不可逆的進行による疾患により在宅で死亡した利用者(在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)に対して ・24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供
	特定事業所加算(Ⅰ) (単位数 519)	5,771円	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)

※当事業所ケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況

(ア)前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	95.2%
通所介護	6.0%
地域密着通所介護	30.3%
福祉用具貸与	89.9%

(イ)前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーステーション ゆるり 9.97%	訪問介護事業所エーライ フ城東今福南 9.40%	訪問介護事業所ウェル ライフ上新庄 8.70%
通所介護	ヒューマンライフケア 城東の湯 12.08%	デイサービス LUPIN 斑鳩 8.72%	デイサービスセンター すまいる 8.05%
地域密着型通所介護	ウェルライフ 城東鳴野 37.03%	デイサービス こくせい館守口 23.86%	ウェルフェア 守口 21.08%
福祉用具貸与	訪問介護事業所 ウェルライフ 42.83%	訪問介護事業所 エーライフ 38.30%	A l l i e s + 4.11%

判定期間 令和6年度 後期(9月1日から2月28日)